

上ノ国町空家等管理活用支援法人指定方針

令和8年2月17日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項及び上ノ国町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和8年2月17日告示第7号。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する指定を行う際の方針を定める。なお、指定の状況等を踏まえ適宜見直すこととする。

(業務内容)

第2条 要綱第3条第1項第5号に規定する「本町の空き家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の把握する空き家等（住宅の他、店舗併用住宅やその他建築物を含む）について、町が保有する空き家情報（以下「空き家データベース」という。）に基づいて指示する空き家等の現地調査を行うこと。
- (2) 定期的に市街地を巡回し、新たな空き家等と思われる建物について、上記と同様の現地調査を行うこと。
- (3) 町が保有する空き家データベースを共有し、現地調査の結果について更新作業を行うとともに、町に報告すること。
- (4) 空き家等に関する常設相談窓口を設置し、電話やメールによる他、直接窓口による相談対応を行うこと。
- (5) 町から空き家所有者等関連情報の提供を受けた空き家について、所有者等の意向確認や現地調査を行い、解体や活用等の助言を行うこと。
- (6) 上ノ国町空き家バンクへの登録事務及び利用者登録事務並びにその運営事務を行うこと。

(支援法人の指定)

第3条 要綱第3条第1項及び第2項に規定する支援法人の審査基準等については、次の各号に掲げるものとする

- (1) 指定期間は、上限を3年とし、指定時に町長が定める。
- (2) 審査基準は、別表に基づき審査する。
- (3) 指定する支援法人は、1法人とする。

(支援法人の請求等)

第4条 支援法人は、業務の遂行のため必要がある場合において、次の各号に定める請求を上ノ国町に対して行うことができます。

- (1) 空家等の所有者等に関する情報提供の請求（法第26条第2項）
- (2) 空家等対策計画の作成又は変更の提案（法第27条第1項）
- (3) 法第14条各項の規定による請求の要請（法第28条第1項）

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和8年2月17日告示第8号)
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(令和5年上ノ国町告示第45号の廃止)
- 2 上ノ国町空家等管理活用支援法人の制度に関する方針(令和5年上ノ国町告示第45号)は、廃止する。

別表（第3条関係）

－審査の基準－

活動の目的	(1)法 24 条の業務を行う計画を有する法人であること (2)空き家等の管理又は活用などを活動目的としていること
活動の実績	町内において空き家等の管理又は活用等を行った活動実績があること、又は、類似した活動実績があること
組織の体制	(1)要綱 3 条の要件を満たしていること (2)組織内において宅地建物取引士、建築士等の空き家等に関する専門的な知見を有する者が 1 名以上所属していること、または当該者と連携体制を有していること (3)町内の関係する民間団体等と連携して活動を行っていること、又は、今後行うことができると確認できること